

告示

埼玉県告示第三百二十号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として令和五年三月二十日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
堀ノ内病院	埼玉県新座市堀ノ内二丁目九番三十一号	令和八年三月十九日
医療法人社団草芳会三芳野第2病院	埼玉県ふじみ野市大原二丁目一番地十六	同右
医療法人E M S 酒井救急クリニック	埼玉県越谷市大字大竹五百六十一番地八	同右
自治医科大学附属さいたま医療センター	埼玉県さいたま市大宮区天沼町一丁目八百四十七番地	同右
医療法人財団ヘリオス会ヘリオス会病院	埼玉県鴻巣市広田八百二十四番地の一	同右
医療法人財団聖蹟会埼玉県央病院	埼玉県桶川市大字坂田千七百二十六番地	同右
北里大学メディカルセンター	埼玉県北本市荒井六丁目百番地	同右
丸木記念福祉メディカルセンター	埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	同右
大谷整形外科病院	埼玉県東松山市大字下野本五百十七番地	同右
医療法人社団桜友会所沢ハートセンター	埼玉県所沢市上新井二丁目六十一番地の十一	同右
小林病院	埼玉県入間市宮寺二千四百十七番地	同右

医療法人社団心志会本庄 駅前病院	埼玉県本庄市駅前一丁目二番三 十二号	令和八年三 月十九日
医療法人花仁会秩父病院	埼玉県秩父市和泉町二十番	同右